

菊池事件判決に対する弁護団声明

令和元年2月26日
菊池事件国賠訴訟弁護団

本日熊本地裁は、いわゆる菊池事件国賠訴訟に関して、請求を棄却するとの原告ら敗訴の判決を言い渡した。

しかしながら、原告らがこの訴訟において求めたのは、菊池事件について再審請求がなされるべきであるとの司法判断であり、この点の判断にあたって、裁判所が、菊池事件の審理が行われた、いわゆる「特別法廷」に関して、どのような評価を示すのか、確定した死刑判決の事実認定に関して、どのような評価を示すのかということこそが、判決の当否を判断する最も重要な指標となるというべきである。

本日言い渡された判決は、特別法廷に関する先の最高裁調査報告の見解を次の2点において、大きく踏み越える画期的な判断を示している。

その第1は、菊池事件の審理が行われた昭和27年当時においても、裁判所法の運用を誤った、差別的な取り扱いであったことを認めているということである。

第2は、最高裁調査報告が明確にしなかつた、特別法廷の違憲性について、憲法13条、14条に違反することを明確に認めたとうえで、同報告が否定した、憲法37条1項、82条1項に違反する疑いがあることを認めたことである。

このような判断は、裁判所が、菊池事件の審理における予防着の着用等の著しい人権侵害を具体的に認定したうえでなされたものであり、高く評価することができる。

また、重要な争点であった、憲法的再審事由に関しても、明文の規定がなくても一定の場合に、再審事由となることを認めており、初めての司法判断として、注目に値するものである。

ただ、判決では、そのような特別法廷での判決に対する再審請求の緊急の必要性に対する理解が欠けているために、この点についての言及がなく、誤った事実認定によって死刑とした確定判決の誤りに対する評価を回避しているのであって、こうした消極的な姿勢は、ハンセン病問題において司法が犯してきた加害責任を直視せず、憲法と人権の守り手としての司法の責務を放棄したというべきものであり、きびしく批判されるべきである。

私たちは、本日のこの判決を踏まえて、菊池事件の再審を求める運動を更に推し進め、死刑となった事件本人の名誉を回復するために、全力を尽くす決意であることを、改めて表明する。

以上